

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目次

◇告 示 結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

結核予防法による指定医療機関の辞退(〃) 指定の

土地改良区の役員就退任(二件) (農村整備課)

土地改良法による換地計画の決定(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

開発行為に関する工事の完了(二件) (都市計画課)

告 示

鳥取県告示第九百十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

平成五年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
有限会社大村薬局城北店	鳥取市田島七三七	平成五年十一月二十五日
木村皮膚科クリニック	米子市東福原四八八―六	〃
竹内医院	米子市祇園町二丁目一〇〇―四	〃
サンファーマシ	米子市東福原四九一―五	〃
アオト薬局	米子市榎原一八八―六	〃
岸岡薬局	米子市両三柳二五一―四	〃
谷本こどもクリニック	米子市榎原一八八―三	〃
遠藤薬局	日野郡溝口町溝口六六八	〃
大戸医院	鳥取市田島七二六	〃
うるしばら漢方薬局	岩美郡国府町新通り三丁目三五〇―一	〃

鳥取県告示第九百十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成五年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
木村皮膚泌尿器科医院	米子市東倉吉町六八	平成五年十一月二十四日
竹内医院	米子市祇園町二丁目一〇〇	〃
有限会社大村薬局西町店	鳥取市西町三丁目一〇一	平成五年十月十六日

鳥取県告示第九百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり中山町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	氏名	住所
〃	尾 古 博文	西伯郡中山町羽田井一八七
〃	大 西 清 信	西伯郡中山町岡五一
〃	篁 津 勉	西伯郡中山町潮音寺一三六
〃	山 内 芳 元	西伯郡中山町八重一七七
〃	江 原 率 雄	西伯郡中山町栄田三二五
〃	西 尾 義 宗	西伯郡中山町御崎一一七
〃	橋 井 正 彦	西伯郡中山町下市三六
〃	高 見 純 一	西伯郡中山町塩津二四九
〃	赤 川 哲 夫	西伯郡中山町樋口一四二
〃	野 波 敏 男	西伯郡中山町下甲四一九
〃	手 嶋 洋 三	東伯郡赤碓町大字梅田一四七
〃	野 川 喜 義	西伯郡中山町田中五二六
〃	澤 田 芳 助	西伯郡中山町田中四五一一四
〃	山 西 初 蔵	西伯郡中山町田中九四
〃	中 川 寿 次	西伯郡中山町田中七七二一一
〃	森 田 清	西伯郡中山町羽田井一五二
〃	富 岡 稔	西伯郡中山町赤坂三二八一
〃	村 本 彰 次	西伯郡中山町御崎三二一
〃	秋 田 力	西伯郡中山町束積七九一一
〃	柏 尾 竹 雄	西伯郡中山町塩津七〇〇
〃	高 橋 清 巳	西伯郡中山町住吉九八四
〃	前 田 勇 吉	西伯郡中山町田中七三一
〃	金 田 正 志	西伯郡中山町松河原六〇

監事 小谷博貞 西伯郡中山町下甲三七七

渡邊 收 西伯郡中山町束積一〇五

北村安儀 西伯郡中山町赤坂三〇六

平成五年十月十五日退任

就任した役員の住所及び氏名

理事 国谷作蔵 西伯郡中山町石井垣二二二

野間照彦 西伯郡中山町殿河内四五五

前田 讓 西伯郡中山町御崎一一七

渡邊 收 西伯郡中山町束積一〇五

氏 巧 西伯郡中山町下市四〇

林原弘毅 西伯郡中山町岡五四七

中川寿次 西伯郡中山町田中七七二一一

野波敏男 西伯郡中山町下甲四一九

江原率雄 西伯郡中山町柴田三二五

尾古博文 西伯郡中山町羽田井一八七

手嶋洋三 東伯郡赤碓町大字梅田一四七

森田 清 西伯郡中山町羽田井一五二

赤川哲夫 西伯郡中山町樋口一四二

山内芳元 西伯郡中山町八重一七七

野川喜義 西伯郡中山町田中五二六

山西初蔵 西伯郡中山町田中九四

篁津 勉 西伯郡中山町潮音寺一三六

村本彰次 西伯郡中山町御崎三二一

前田勇吉 西伯郡中山町田中七三一

澤田芳助 西伯郡中山町田中一〇二五―二四

富岡 稔 西伯郡中山町赤坂三二八―一

柏尾竹雄 西伯郡中山町塩津七〇〇

高橋清巳 西伯郡中山町住吉九八四

金田正志 西伯郡中山町松河原六〇

高見純一 西伯郡中山町塩津二四九

監事 秋田 力 西伯郡中山町束積七九―一

小谷博貞 西伯郡中山町下甲三七七

北村安儀 西伯郡中山町赤坂三〇六

平成五年十月十六日就任 任期四年

鳥取県告示第九百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八幡池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 山根 敬清 鳥取市浜坂一丁目三一―一八

森田 一成 鳥取市浜坂一丁目三一―二五

坂田 伸 顕 鳥取市浜坂一丁目二一〇
 須崎 弘 行 鳥取市浜坂一丁目一一二五
 前田 幸 雄 鳥取市浜坂一丁目三一三三
 山下 重 顕 鳥取市覚寺四一一
 宮 脇 弘 鳥取市覚寺三八三
 宮 脇 陽 雄 鳥取市覚寺四一八
 監 事 武内 勝 己 鳥取市浜坂一丁目一六一二
 武内 稔 鳥取市浜坂一丁目一一二七
 岩田 光 雄 鳥取市浜坂一丁目八七七
 平成五年六月十四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山本 庄次郎 鳥取市浜坂一丁目一五十三四
 山 根 勇 鳥取市浜坂一丁目二一七
 坂田 俊 夫 鳥取市丸山町一〇〇
 橋本 君 江 鳥取市浜坂一丁目八一三
 米原 寿 男 鳥取市浜坂一丁目一一一九
 清木 重 幸 鳥取市浜坂一丁目九十七
 砂川 勇 治 鳥取市浜坂一丁目一五一二五
 中田 栄 鳥取市浜坂一丁目三十三一
 監 事 森田 一成 鳥取市浜坂一丁目三十二五
 須崎 弘 行 鳥取市浜坂一丁目一一二五
 坂田 伸 顕 鳥取市浜坂一丁目二一一〇
 平成五年六月十五日就任 任期二年

鳥取県告示第九百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年十二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第九百十八号

日野町が行う土地改良事業に係る板井原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法

律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第
四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり
縦覧に供する。

平成五年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年十二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年
法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年十一月一日 鳥取県指令受鳥土維第四百六十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字西ノ欠

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成二二〇一

有限会社今川紙器

代表取締役 今川 登

鳥取県告示第九百二十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年
法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年六月三十日 鳥取県指令受鳥土維第七十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市今町二丁目二〇七

株式会社人形のはなふさ

代表取締役 英 勉